

税の申告はお早めに

2月17日(月)から、所得税の確定申告と町県民税(住民税)、各種保険税(料)の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月17日(月)までに申告してください。

2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にご覧ください。

所得税

サラリーマンなど給与所得の方

《主な収入が給与収入の方》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

- ① 給与収入額が20万円を超える方
- ② 給与を1カ所から受けている場合、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える方
- ③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給

事業所得や不動産所得がある方

《主な収入が給与収入以外の方》

次の各項目に該当する方は確定申告が必要です。

- ① 商売など個人で事業を営んでいる方
- ② 不動産収入(家賃や地代など)がある方
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した方

申告で税が還付される方

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

- ① 平成25年中に退職し、その後再就職

しなかつたため、年末調整を受けられなかった場合

- ② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合(医療費控除)
- ③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合(雑損控除)
- ④ 住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした場合(住宅借入金等特別控除)
- ⑤ 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合(住宅耐震改修特別控除)

申告に必要なもの

- ・ 申告書と印鑑(申告書は会場にもあります)
- ・ 社会保険料・医療費の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書など控除に必要な書類

町県民税(住民税)

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。

申告が必要な方

- ① 平成26年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があつた方
- ② サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる方

国民健康保険税

介護保険料

後期高齢者医療保険料

- ・ 勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない方
- ・ 給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方(20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です)
- ・ 平成25年中に退職し、その後再就職しなかつたため年末調整を受けられなかった方
- ・ 所得税がかからない方で、医療費控除などを受けよとする方

右記の各種保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得

税の確定申告または、町県民税の申告をされる方は必要ありません。

所得が少ない方については、負担を軽くするため、状況に応じて各種保険税(料)が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった方も、必ず申告してください。

町県民税・各種保険税(料)とも、申告に必要なものは、所得税の申告と同じです。申告書は申告会場にあります。

▼問合せ
○町県民税、国民健康保険税
税務グループ

☎079(435)0358

○介護保険料、後期高齢者医療保険料
保険年金グループ

☎079(435)2581

町県民税、国民健康保険税、一部の所得税の申告受付会場

役場第2庁舎3階 第2会議室

2月17日(月)~3月17日(月)
(土・日曜日を除く)
9:00~11:00、13:00~16:00

日時によっては混雑が予想され、受付時間内であっても当日の受け付けができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(特に、初日から数日間は混雑が予想されます)

▶受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告

※次の場合は、役場会場では申告できません。税務署で申告してください。

- ・ 譲渡所得 不動産の売買及び株式などの売買による所得
- ・ 事業所得 1年目
- ・ 住宅借入金等特別控除 1年目
- ・ 住宅耐震改修特別控除
- ・ 青色申告
- ・ 準確定申告
- ・ 損失申告

▶申告に際しての注意事項

- ・ 医療費控除を申告する方は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください。(役場では、明細書作成や領収書の整理は行っていません)
- ・ 事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください。(役場では、収支内容についての指導は行っていません)

▶問合せ 税務グループ
☎079(435)0358



◆注意事項◆

◎「おむつ」にかかる費用の医療費控除について

おむつ代が医療費控除の対象となるのは、医師が発行した「おむつ使用証明書」の発行日以降に購入されたおむつ代です。ただし、2年目以降の確定申告については、介護保険法に基づく要介護認定の認定を受けた方で一定の要件を満たす場合、この証明書に代わって保険年金グループで発行する証明書を添付していただければ、医師の証明書は不要です。該当される方は、保険年金グループ介護保険チームに申請してください。

▶対象 次のすべてに当てはまる方

- ・ 以前、医師が発行した「おむつ証明書」で医療費控除を受けられた方(今回でおむつ代(医療費控除)の確定申告が2回目以上の方)
- ・ 介護保険の申請をされている方で①主治医意見書の内容に「尿失禁」のチェックがある②障害老人自立度がBまたはCの方

◎障害者控除について

介護保険の要介護認定を受けておられる方で、一定の要件を満たす方は、障害者手帳が無くても障害者控除が受けられます。申告をされる方で該当になる場合は、障害者控除証明書を発行しますので、申告前に保険年金グループへ相談・申請を行ってください。

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582



▼問合せ
税務グループ ☎079(435)0358
加古川税務署 ☎079(421)2951